

クレジットカード会員規約新旧対照表（変更の条項のみ抜粋）

現行	改定後
<p>第10条（費用の負担）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 会員は、当社に対するカード利用代金等の支払いに要する費用を負担するものとします。</li> <li>2. 会員は、当社より第14条第1項（1）に基づく書面による催告を受けたときは、当該催告に要した費用を負担するものとします。</li> <li>3. 会員は本条各項に定める費用等に係る公租公課及び公正証書作成費用等債権保全実行に要した費用を支払うものとします。</li> </ol>	<p>第10条（費用の負担）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. (略)</li> <li>2. (略)</li> <li>3. <u>会員は、支払いを遅滞したことにより、当社が振込用紙を送付したときは、振込用紙送付手数料として440円(税込)を別に支払うものとします。ただし、カードキャッシングの支払金の場合、会員が当該手数料を負担することにより、利息(みなし利息を含む)、遅延損害金が融資金元金額に対し、年率で利息制限法の所定の上限利率を超える場合は、その超過分についてはこの限りではありません。</u></li> <li>4. 会員は本条各項に定める費用等に係る公租公課及び公正証書作成費用等債権保全実行に要した費用を支払うものとします。</li> </ol>

以上